

学振特別研究員採用に伴う 日本学生支援機構奨学金の辞退について

平成28年度日本学術振興会特別研究員に採用が内定し、日本学生支援機構奨学金の貸与期間が平成28年4月以降も残っている方は、4月以降の奨学金を辞退しなければなりません。

奨学金辞退予定者は、下記の手順で届出してください。

なお、このうち大学院第一種奨学生は、今年度（平成27年度）の「特に優れた業績による返還免除」の申請資格があります（来年度以降は申請できません）。

記

- 「**異動願**」に所属研究科等の奨学金担当係で証明印をいただいた後、**本部奨学厚生課奨学チーム**（学生支援センター1F奨学金担当窓口）へ、**平成28年1月15日（金）**までに提出してください。
 - ※「異動願」の用紙は、奨学チーム窓口で請求するか、東京大学のホームページ（教育・学生生活＞奨学制度＞日本学生支援機構の奨学金＞在学中の異動について）から印刷してください。
 - ※ 補欠者は採用が決まり次第速やかに提出してください。

- 「特に優れた業績による返還免除」の申請希望者（第一種貸与者のみ）は、平成27年12月下旬以降、申請書類を取り寄せ、業績証明資料とともに各研究科等（専攻）指定の締切日までに提出してください。書類の配付先、提出先は各研究科等（専攻）の奨学金担当係です。

平成27年12月3日
本部奨学厚生課